

介護予防・健康づくり施策の推進のための総合事業の見直しについて③

1 総合事業について

総合事業には、要支援 1・2 の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65 歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」がある。

（1）介護予防・生活支援サービス

総合事業型予防訪問・通所介護	ヘルパー等が訪問して、調理や掃除等を利用者とともに行い、利用者自身が日常生活を送る上でできることを増やせるように支援（旧介護予防訪問介護） 通所介護で生活機能の維持向上のための体操などのサービスを提供（旧介護予防通所介護）
支援強化型訪問・通所介護	通常の訪問介護・通所介護に加え、リハビリ専門職が日常生活動作や介護予防に関する助言を行う 3 か月の短期集中サービス
支え合い訪問・通所介護	総合事業型予防訪問・通所介護の要件を緩和したサービス（サービスは有資格者と事業所で研修を受けた地域住民等が提供）

（2）一般介護予防事業

介護予防・フレイル予防の教室や講演会の実施

2 これまでの検討

（1）現状と課題

- ・利用者が少ない。
- ・対象者の抽出が図れていない。
- ・基本チェックリストの活用が図れていない。
- ・事業の理解や利用が進まない。
- ・サービス提供事業所が少ない。

（2）課題解決に向けたこれまでの取り組み

- ・検討会（担当職員）の実施による現状把握と課題の抽出・整理【令和 3・4 年度】
- ・サービスの担い手（地域包括支援センターの職員等）やサービスの受け手（対象者やその家族）への広報や手引き等による周知啓発を実施【継続実施】
- ・介護予防担当者連絡会での検討（介護福祉課、地域包括支援センターの看護職で構成されている業務連絡会（毎月開催）において、勉強会の開催や、好事例の横展開等と課題の抽出を行った。【継続実施】

3 今後の取り組みについて【令和5年度】

(1) 窓口における対象者抽出のためのフローの見直し

基本チェックリストの有効活用と窓口での対象者振り分けや判断が難しいため、窓口質問票（別紙1）を改訂し、基本チェックリストの活用方法と合わせて窓口でのフロー（別紙2）を見直すことで、対象者の抽出を図る。

※ 別紙1、別紙2については協議会当日、机上配布します。

(2) 病院における事業周知

一時的な入院等により体力が低下し、フレイル状態になった方への事業周知が足りていない現状を踏まえ、退院時の案内等を行う病院関係者に対し、事業周知を図ることで、サービス利用者を増やす。

(3) 事業所への働きかけ

サービス提供事所が少ないため、市内の介護保険サービス提供事業所に対して、サービスの提供体制についてのアンケートやヒアリングを実施し、サービスの提供体制を把握し、課題の抽出を行う。

また、サービスの担い手である事業所、地域包括支援センター、市の三者で意見交換の場を設け、事業内容の見直しの方向性を検討する。

窓口質問票

受付場所

市窓口 ・ 包括窓口

受付 年 月 日

相談者

本人・家族()・その他()

被保険者番号	
氏 名	
生 年 月 日	
連絡先	住 所：東久留米市 電話番号：

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ① 家の中での移動は一人でできますか | ☐ はい ☐ いいえ |
| ② 外出は一人でできますか | ☐ はい ☐ いいえ |
| ③ 身だしなみを整えることはできますか
(入浴・着替え・洗面など) | ☐ はい ☐ いいえ |
| ④ 食事は一人でできますか | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑤ トイレは一人でできますか | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑥ 服薬や病気の管理のために訪問看護
サービスを利用したい | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑦ 自宅内の移動のために手すりの設置
など住宅改修をしたい | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑧ 福祉用具の購入や貸与を受けたい | ☐ はい ☐ いいえ |

※①～⑤ひとつでも「いいえ」、⑥～⑧ひとつでも「はい」にチェックが入ったら要介護認定申請検討

＜処理欄＞

受付日	担当：担当者名	処理	連絡 ➡	担当：担当者名
	市 東部 中部 西部	基本チェックリスト →事業対象者 →事業対象者非該当 []	連絡日： 備考 []	市 東部 中部 西部

一般介護予防事業
見守りサービス案内等対応内容記載

認知症で除外など
記載

資料5別紙2 窓口受付フロー図（案）

